

# 健康づくり推進条例の制定について

<健康増進課>

## 1 制定の趣旨

健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにする条例を制定するものです。

市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

## 2 制定の理由

健康を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少の急速な進展、新興感染症の影響など、大きく変わっており、健康に対する価値観の多様化、地域や社会経済状況の違いによる健康格差、人生100年時代の到来など、個人の健康づくりの取組だけでなく、社会全体で個人の健康を支え守るための環境づくりが求められております。

本市の健康増進計画である「健康わかまつ21計画」においても、基本目標のひとつに社会環境の整備と質の向上を掲げ、個人の健康づくりの取組に加え、関係機関や団体、民間企業等と連携し、健康づくりに総合的に取り組むこととしております。

本条例を制定することにより、全ての市民が心身の健康づくりに対する関心と理解を深めるとともにその気運の醸成を図り、加えて関係する多様な主体の役割を明らかにし、一体となって健康づくりを総合的かつ効果的に推進するための基盤を整備するものです。

## 3 制定による効果

心身を健康に保ち、健康寿命の延伸を目指すには、行政主導の取組や個人の努力だけでは難しい側面もあることから、本条例制定により、関係する多様な主体の連携・協働による市民の健康づくりを推進していく気運の醸成を図り、また様々な健康課題の解決に向けた健康づくり施策の充実につなげていく。

## 4 関連法令【健康増進法】

### 第2条 国民の責務

国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

### 第3条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術援助を与えることに努めなければならない。

### 第5条 関係者の協力

国、都道府県、市町村（特別区を含む）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## 5 制定のスケジュール

令和7年	6月下旬～	パブリックコメントの実施
	7月下旬	健康づくり推進協議会（諮問・答申）
	9月	市議会定例会議での議決
	10月～	条例施行